

## しんせいじやくぶつりだつしょうこうぐん 新生児薬物離脱症候群

英語名：Neonatal withdrawal syndrome or Neonatal abstinence syndrome

### A . 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

妊娠中、特にお産が近づいてから、お母さんがけいれんを抑える薬や不安感などの精神的な症状を和らげる薬を使用されますと、薬の副作用により、生まれてくる赤ちゃんに「ぐったりしている状態」や「手足をブルブルふるったりする症状」が現れることがあります。その副作用が強い場合には「けいれん」や、「息をとめる」などの症状が一時的に現れることがあります。このような赤ちゃんに一時的にみられる症状は新生児薬物離脱症候群と言われています。新生児薬物離脱症候群を発症した赤ちゃんをそのままにしておくと、お母さんがその赤ちゃんを一般的な家庭環境で育てることが困難になります。また、お産の前に使用された薬だけでなく、日ごろ摂取している嗜好品でも赤ちゃんの生まれてからの症状に影響を及ぼすことがありますので、お産をする施設の担当医に妊娠中に使用されている薬や嗜好品についてお話ください。それらが新生児薬物離脱症候群を起こしやすい薬や嗜好品であるかどうかを確認できますので、必要であれば赤ちゃんが生まれた時から新生児薬物離脱症候群のチェックを行い、早期に対応をすることが可能になります。

## 1．新生児薬物離脱症候群とは？

お産の前に使用された薬などが胎盤を通過して、生まれてきた赤ちゃんの体から排泄される過程で、赤ちゃんの脳、消化管や自律神経に一時的に影響を及ぼし、次のような症状を引き起こすことがあります。これを新生児薬物離脱症候群といいます。脳の症状として、筋肉の緊張がなくなってグッタリする、不安興奮状態で手足がブルブルふるえる、甲高い声で激しく泣くなどがあります。もっと重い症状として、息を止めたりけいれんしたりすることがあります。消化管の症状として、下痢や嘔吐があります。自律神経の症状として、たくさん汗をかいたり、熱をだしたりします。これらの症状は、他の病気でも見られますので、検査によって他の病気との区別をする必要があります。

## 2．早期発見と早期対応のポイント

お母さんがお産の前に使用薬やアルコール、非合法の薬物を担当の医師に話すことが早期発見の大切な手がかりになります。この症候群を起こしやすい薬は、てんかんの治療薬、不安感などの精神的な症状を和らげる薬、痛み止めの薬や喘息の治療に使う飲み薬などです。その他にはアルコール、非合法の薬物などがあります。これらを常用されているお母さんから生まれた赤ちゃんは、医療施設において、決まった時間毎に新生児薬物離脱症候群のチェックリストで点数をつけ、一定の点数以上になったら治療を行うことが必要です。そうすることにより、赤ちゃんを一般的な家庭環境で育てやすい状態にすることが可能となります。



医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)

電話：0120 - 149 - 931 (フリーダイヤル) [月～金] 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)